健全化判断比率および資金不足比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、令和元年度決算により算定した健全化判断比率および資金不足比率は次のとおりです。

◆健全化判断比率　（単位：%）

区　分	令和元年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	−	15.0	20.0
連結実質赤字比率	−	20.0	30.0
実質公債費率	13.1	25.0	35.0
将来負担比率	−	350.0	

※「−」は、算定結果が0%以下（赤字額ではない）を示しています。

◆資金不足比率　（単位：%）

特別会計名	令和元年度	経営健全化基準
国民健康保険病院事業会計	−	20.0
簡易水道事業特別会計	−	20.0
公共下水道事業特別会計	−	20.0

※「−」は、算定結果が0%以下（資金不足ではない）を示しています。

特別会計の収支

特別会計は、特別の目的や利便のために一般会計と区分して経理される会計です。

区　分	歳入総額	歳出総額	実質収支	歳入のうち一般会計からの繰入金
簡易水道事業	3億1,443万円	3億1,434万円	9万円	1億2,173万円
公共下水道事業	2億5,379万円	2億5,373万円	6万円	1億6,830万円
国民健康保険事業	6億2,942万円	6億2,918万円	24万円	9,372万円
後期高齢者保健事業	1億2,626万円	1億2,615万円	11万円	9,295万円
介護保険事業	5億6,191万円	5億6,191万円	0万円	1億376万円
総合保健福祉施設事業	2億5,694万円	2億5,693万円	1万円	5,623万円

病院会計の収支

区　分	歳入総額	歳出総額	差　引	歳入のうち一般会計からの繰入金
国民健康保険病院	5億9,587万円	7億1,252万円	▲1億1,665万円	1億7,977万円
収益的収支	5億9,587万円	6億4,859万円	▲5,272万円	1億7,977万円
資本的収支	0万円	6,393万円	▲6,393万円	0円

＊資本的収支の不足額は、過年度分損益勘定留保資金（資本的収支の補てん財源）で補てんしています。
＊収益的収支とは、主に患者さんへの診察行為に対する診療報酬とそれに対応する費用で、通常の病院運営に係るものです。
＊資本的収支とは、建物および医療機械などの施設・設備の整備に対する費用とその財源となる収入で、資本造成に係るものです。

町債・基金

◎町債の残高97億8,075万円（昨年比2億90万円減額）/ 町民一人あたり 2,541,100円

◎基金の残高34億1,391万円（昨年比3億68万円減額）/ 町民一人あたり　887,000円

※人口は令和2年3月31日時点　3,849人で計算しています。